



この夏「いじめ」が大きな社会問題に

今年の7月に、岩手県の中学校で「いじめ」によるとされる中学生の自殺事件がありました。

振り返りますと、4年前に大津市の中学生がいじめで自殺した事件をきっかけとして、「いじめ防止対策推進法」が施行され、この法律に基づき文部科学省は「いじめ防止基本方針」を作成しました。国をあげて「いじめ」をなくしていこうという取り組みがなされてきたはずですが、またまた同じような悲劇が起ってしまった。そのためと思いますが、この夏はマスコミなどで「いじめ」の問題が大きく取り上げられました。今回は、施行されて2年近くになります「いじめ防止対策推進法」にうたわれているいじめ対策の基本理念、いじめの定義、本校のいじめ防止の取り組みなどについてふれたいと思います。

いじめ対策の基本理念

この法律と基本方針でうたわれているのは、「いじめ」は児童生徒の人権侵害で、「いじめ」を受けた児童生徒の生命や身体、心や人格に重大な影響と危険を与えるもので、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校の内外を問わず「いじめ」が行われなくなるようにしなければならない、ということです。また、「いじめ」はどの学校、どの子どもにも起こりうることで、「いじめ」は決して許されないということの理解を全ての児童生徒にうながし、「いじめ」の早期発見と「いじめ」が認知された場合の学校での早期の組織的な対応や関係機関との連携などが定められています。

いじめの定義(文部科学省による)

「いじめ防止対策推進法」で定められている「いじめ」の定義は、『この法律において「いじめ」とは、児童等に対してその児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。法律用語ですから、わかりにくいですね。

実は、文部科学省による「いじめ」の定義は、これまでに2回変更されています。これは、大きな社会問題となった「いじめ」事件があるたびに、調査・報告のための定義が見直されてきたからです。平成17年度までは、『①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』という定義でした。そして、平成18年度からは『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』という定義になりました。この定義の変更で、平成18年度の全国の「いじめ」の件数は、前年度の6倍になりました。これは、実際に「いじめ」の件数が6倍になったのではなく、『一定の人間関係がある者から攻撃された者が、

精神的苦痛を感じたことは、全て「いじめ」というとらえ方になったからでしょう。

そして、今回の定義の変更では、『心理的・物理的な攻撃による精神的な苦痛』が『心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）による心身の苦痛』となりました。平成26年度いじめ調査の集計結果はまだ発表されていませんが、おそらく25年度より増えることになると思います。「いじめ」の調査は、文部科学省の「問題行動調査」の一つとして実施されていますが、26年度分は再調査が行われているので、発表が遅れています。

むづかしい「いじめ」の判断

ここまでの説明でおわかりいただけると思いますが、「いじめ」になるかどうかの判断や「いじめ」調査における件数は、「いじめ」をどう定義するかで変わってきます。今の定義では、いじめたとされる者に「いじめ」のつもりはなくても、被害を受けた側が心身の苦痛を感じて「いじめ」だと思ったら「いじめ」ということになります。ですから、加害者側が「遊び」のつもりでも「いじめ」になることがあります。いたずら・からかい・おふざけ・いじってるといったつもりでの行為でも「いじめ」になることがあります。「いじめ」につながるかもしれない人間関係のトラブルや言動なども「いじめ」と判断するのか、また、ケンカ・脅しや恐喝や暴行といった行為を「いじめ」と判断するのか「刑事事件」と判断するのかも、とてもむづかしいところです。

本校のいじめ防止の取り組み

本校も、「いじめ防止対策推進法」と文部科学省の「いじめ防止基本方針」に沿った「大庄中学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめ対策委員会を設置しています。ですから「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応の体制は整っていますし、毎学期の教育相談やアンケート、日々の生活ノート、教員の観察などからいじめにつながるトラブルを見つけることもあります。

しかし、「いじめ」を受けている生徒が自分からそれを苦痛だと訴えたり何らかの兆候やサインを出せる場合は、解決につながる取り組みができますが、個々の性格や人間関係の中でその苦痛を言い出せないような場合は、「いじめ」の発見や気づきが遅れることがあります。中には、いじめられているのに、それを隠そうとする生徒もいますから、「いじめ」がなかなか発見できないこともあります。

学校は、いじめ防止基本方針や委員会の設置だけでなく、人を傷つける言動をしないということや、人の気持ち・立場などを思いやる心を育てる教育活動をふだんから続けています。その上で、教員には、子ども達との良い信頼関係づくりとともに、アンテナを高くしているいろいろな機会と手段で「いじめ」の兆候を見逃さず早期発見をすることが求められています。といっても、「いじめ」の早期発見だけが教員の日々の仕事ではありません。子ども達一人一人の良さを伸ばし、安心して毎日過ごす学校を目指した教育活動の中に、「いじめ」の未然防止と早期発見につながる実践や取り組みも自然に含まれてくる、ということをご理解ください。

「いじめ」はなかなかなくならない

「いじめ」をなくしていく努力は続けなければいけませんし、撲滅できることが理想ですが、人間には、いろいろな意味での弱い・強いが存在します。ですから、なかなか「いじめ」がなくなりません。しかし、人間には、理性も知性もあります。自然界の掟である弱肉強食ではないのです。できる・できないはありますが、「いじめ」に負けない心を育てていくということや目標・夢を持って努力することも「いじめ」を乗り越えていく一つとして大切だろうと考えています。

(文責:校長 福井 隆夫)